

## 《令和7年第4回ふじみ野市議会定例会提出議案広報原稿》

議案番号	件 名	提案説明要旨
報告第29号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定める ことについて)	<p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要</p> <p>(1) 事故発生場所及び内容 市職員が車両をロードステップの上に駐車した際、車両の重みでロードステップが破損した。</p> <p>(2) 事故発生日 令和7年10月7日 午後1時50分頃</p> <p>(3) 損害賠償額 4,158円</p>
報告第30号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定める ことについて)	<p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要</p> <p>(1) 事故発生場所及び内容 埼玉県入間郡三芳町大字上富2047番地1付近において、相手方車両が事故発生場所付近の店舗の駐車場から市道に侵入しようとした際、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両下に接触した。</p> <p>(2) 事故発生日 令和7年8月9日 午後2時19分頃</p> <p>(3) 損害賠償額 152,746円</p>
第89号議案	令和7年度ふじみ野市一般会計補正予算（第4号）	<p>1 総括 本補正予算は、歳入については額の確定したもの及び見込額の変更に伴うもの、歳出については制度改革その他の事情変更により補正を余儀なくされるもの及び緊急やむを得ないもの等について編成するもので</p>

		<p>す。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 548 億 8,124 万 6 千円</p> <p>補正予算額 7 億 8,256 万 3 千円</p> <p>補正後の予算総額 556 億 6,380 万 9 千円</p>
第 90 号議案	令和 7 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、人事院勧告等による人件費の増額等に伴い、編成するものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 98 億 4,023 万 9 千円</p> <p>補正予算額 610 万 5 千円</p> <p>補正後の予算総額 98 億 4,634 万 4 千円</p>
第 91 号議案	令和 7 年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、人事院勧告等による人件費の増額等に伴い、編成するものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 103 億 4,014 万 8 千円</p> <p>補正予算額 634 万 4 千円</p> <p>補正後の予算総額 103 億 4,649 万 2 千円</p>
第 92 号議案	ふじみ野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>1 制定理由</p> <p>児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>内閣府令により示された基準に準じて、基準を定める。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p>
第 93 号議案	ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由</p> <p>建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 310 号）及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）の施行に伴い、改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 建築基準法施行令の改正に伴う条文の</p>

	<p>整理</p> <p>建築基準法施行令の一部が改正され、引用条項の項ずれが生じるため、条文を整理するもの。</p> <p>(2) 固定資産税に係る証明書の単位の変更</p> <p>令和7年9月22日に本市の地方公共団体情報システムが標準化されたことにより、固定資産税に係る事項の証明のうち土地と家屋について、今まで1枚あたり6行まで記載可能であったレイアウトが5行になるとともに、従前システムでは土地と家屋の別で発行していたものが、標準化稼働後は1枚での記載が可能となるため、資産の数を手数料徴収単位としていたものを枚数単位に改めるもの。</p> <p>なお、証明取得時期により公平性が損なわれることのないよう令和7年度中は同一料金とし、令和8年度から新料金を適用させるもの。</p> <p>(3) 公図の閲覧の廃止</p> <p>公図については、不動産登記法の規定に基づき法務局にて発行するものであるが、サービスの一助として、本市においても固定資産税の課税資料整備の一環として作成し、閲覧に供してきたもの。</p> <p>しかし、公図の取得は法務局への申請に加え、登記情報提供サービスにてインターネットでも可能であることから、申請件数は10年前と比較すると現在は大きく減少している。</p> <p>さらに、公図検索システムについては、システムの改修等が必要であることから、維持・管理コストが現在の約3倍に増加する見込みであり、利用者の必要性や費用対効果を総合的に勘案し、公図の閲覧を廃止するもの。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>(1) 公布の日</p>
--	--

		(2)(3) 令和8年4月1日
第94号議案	ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 人事院勧告等を鑑みて一般職の期末手当及び勤勉手当の引上げを実施する中、市議会議員の期末手当について支給月数を引き上げるものです。</p> <p>2 改正内容 期末手当の支給月数を4.6月から4.65月へ改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から</p>
第95号議案	市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 人事院勧告等を鑑みて一般職の期末手当及び勤勉手当の引上げを実施する中、市長、副市長等の期末手当について支給月数を引き上げるものです。</p> <p>2 改正内容 期末手当の支給月数を4.6月から4.65月へ改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から</p>
第96号議案	ふじみ野市職員の給与に関する条例及びふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 人事院勧告等を鑑みた職員の給与改定等を行うため、改正するものです。</p> <p>2 改正内容 一般職員、再任用職員、特定業務等任期付職員及び特定任期付職員の給料月額を令和7年4月1日に遡及して引上げる。 通勤手当のうち、交通用具使用に係る使用距離の各区分について令和7年4月1日に遡及して引上げる。 期末手当について、正規職員は支給月数を0.025月分引上げ、2.5月から2.525月とする。再任用職員と特定業務等任期付職員は支給月数を0.025月分引上げ、1.4月から1.425月とする。特定任期付職員は支給月数を0.025月分引上げ、1.9月から1.925月と</p>

		<p>する。</p> <p>勤勉手当について、正規職員は支給月数を 0.025 月分引上げ、2.1 月から 2.125 月とする。再任用職員と特定業務等任期付職員は支給月数を 0.025 月分引上げ、1.0 月から 1.025 月とする。特定任期付職員は支給月数を 0.025 月分引上げ、1.75 月から 1.775 月とする。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から</p>
第 97 号議案	ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）が施行されたことに伴い、改正するものです。</p> <p>2 改正内容 参照条文の条番号の改正に伴い、改正するもの。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から</p>
第 98 号議案	ふじみ野市立福岡中学校校舎D棟大規模改造工事請負変更契約の締結について	<p>1 理由 工事内容の変更により、ふじみ野市立福岡中学校校舎D棟大規模改造工事に係る工事請負変更契約の議決を求めるものです。</p> <p>2 契約金額 変更前 478,473,600 円 変更後 520,630,000 円 変更増額 42,156,400 円</p> <p>3 契約期間 令和 6 年 6 月 21 日から 令和 8 年 2 月 20 日まで</p> <p>4 契約の相手方 株式会社中原工業 代表取締役 中原 郁夫</p>
第 99 号議案	ふじみ野市立大井東中学	1 理由

	校校舎大規模改造工事請負変更契約の締結について	<p>工事内容の変更により、ふじみ野市立大井東中学校校舎大規模改造工事に係る工事請負変更契約の議決を求めるものです。</p> <p>2 契約金額</p> <p>変更前 1,327,744,000 円 変更後 1,398,584,000 円 変更増額 70,840,000 円</p> <p>3 契約期間</p> <p>令和5年6月23日から 令和8年2月13日まで</p> <p>4 契約の相手方</p> <p>和光・市川特定建設工事共同企業体 代表構成員 和光建設株式会社 富士見支店 支店長 黒須 幸久 構成員 市川建設株式会社 代表取締役 市川 和宏</p>
第100号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由</p> <p>開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線</p> <p>市道A-184号線</p> <p>3 市道路線の位置</p> <p>ふじみ野市中丸二丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長</p> <p>4.20～8.44m/39.98m</p> <p>5 供用開始年月</p> <p>令和8年1月上旬（予定）</p>
第101号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由</p> <p>開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の</p>

		<p>議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 E-266 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市大井中央一丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 6.00～10.31m/240.77m</p> <p>5 供用開始年月 令和 8 年 1 月上旬（予定）</p>
第 102 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 E-267 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市大井中央一丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 5.50～9.76m/80.67m</p> <p>5 供用開始年月 令和 8 年 1 月上旬（予定）</p>
第 103 号議案	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求ることについて	<p>1 提案理由 令和 5 年 4 月 1 日に委嘱された人権擁護委員駒井忠幸氏の任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となるため、同氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいので市議会に意見を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 駒井 忠幸 氏</p> <p>3 任期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</p>
第 104 号議案	ふじみ野市立児童センターの指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 ふじみ野市立児童センターの指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって期</p>

	<p>間満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社</p> <p>3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで</p>
--	--